

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について

問い合わせ 臨時特別給付金事務局（生活福祉課内） 28-6134 FAX 28-6172

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
※住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯は対象となりません

1. 住民税非課税世帯への支給について

●支給対象

令和3年12月10日（基準日）時点で本市に住民票を有する世帯であって、世帯員全員が、令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯（生活保護受給世帯を含む）

新型コロナウイルス感染症対策として、必ず返信用封筒をご利用ください

●手続き

支給対象となりうる世帯については、市から「確認書」（黄色）または「申請書」（水色）を2月に送付しています。記載内容（世帯主の氏名、住所、振込口座など）及び世帯の課税状況についてご確認のうえ、同封の返信用封筒（オレンジ）でご返送ください。支給決定後に、市から振込通知はがきを送付します。

※世帯員全員が住民税非課税であるにも関わらず、「確認書」または「申請書」が届いていない場合にはご連絡ください

※課税や扶養の状況によっては、「確認書」または「申請書」が送付されている世帯であっても、支給対象とならない場合があります

2. 家計急変世帯への支給について

●支給対象

令和3年度分住民税均等割課税者を含む世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月から申請日の属する月までの間に家計が急変し、同一の世帯に属する者全員が令和3年度分の住民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯（申請期限は令和4年9月30日です）

●具体的な判断基準

同一世帯に属する者全員それぞれの1年間の収入見込額（令和3年1月から9月の間の任意の1か月の収入×12）、または1年間の所得見込額（当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう）が、住民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下（右表参照）である世帯が受給できます。

給与収入のみの場合の目安

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身または扶養親族がいない場合	93.0万円
配偶者・扶養親族（1名）を扶養している場合	137.8万円
配偶者・扶養親族（計2名）を扶養している場合	168.0万円
配偶者・扶養親族（計3名）を扶養している場合	209.7万円
配偶者・扶養親族（計4名）を扶養している場合	249.7万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204.4万円未満

●申請方法

市役所2階生活福祉課、土居・川之江・新宮の福祉窓口にて備え付けの申請書に必要事項をご記入のうえ、給与明細や確定申告書、通帳の写しなど、必要書類を添えて申請してください。

注意事項

- 1世帯1回限りの給付金であり、①、②の両方を受給することはできません。
- DVなどのご事情により避難している方で、要件に該当すると思われる方は、住民票の有無に関わらずご連絡ください。
- 令和3年1月3日から基準日までに離婚された方で、要件に該当する方は、支給対象となる可能性がありますので、お問い合わせください。

